

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人清明会（以下「法人」という。）の定款第9条及び定款第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、役員のうち定款第16条2項及び3項に基づき置かれる者をいう。
- (3) 業務執行理事とは、役員のうち定款16条4項に基づき置かれる者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員等に報酬等を支給することができる。

- 2 役員報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 3 理事長及び業務執行理事の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給する他に、業務内容及び職責の軽重に応じた報酬を支給することができる。
- 4 評議員の報酬については、定款第9条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 役員
報酬は、別表第1に定めるものとする。
- (2) 理事長及び業務執行理事
報酬は、別表第1及び第2に定めるものとする。
- (3) 評議員
報酬は、別表第3に定めるものとする。

(支給日)

第5条 役員及び評議員の報酬は、次のとおりとする。

(1) 役員

別表第1に定める額を、理事会及び評議員会の出席等の都度、支給する。

(2) 業務執行理事

別表第1に定める額を、理事会及び評議員会の出席等の都度、支給する他、別表第2に定める額を、毎月支給する。

(3) 評議員

別表第3に定める額を、評議員会の出席等の都度、支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法)第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途、定めるものとする。

附則

この規程は平成29年 5月29日から施行する。

この規程は令和 6年 4月 1日から施行する。

[別表]

別表第1 役員の報酬

理事会及び評議員会の出席等の都度	一人一律 税引後10,000円
------------------	-----------------

別表第2 理事長及び業務執行理事の報酬

理事長	税引前380,000円
業務執行理事（法人本部長・法令遵守責任者兼務）	税引前100,000円
業務執行理事（会計統括責任者兼務）	税引前100,000円
業務執行理事（兼務無し）	税引前 50,000円

別表第3 評議員の報酬

評議員会の出席等の都度	一人一律 税引後10,000円
-------------	-----------------